

朝霞市

パートナーシップ・ファミリーシップ制度

一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられるよう、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を創設します。この制度は、一方又は双方の性自認が戸籍上の性別と異なるもの又は性的指向が異性のみではないお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを届け出ると、市から「届出受領証明書」と「届出受領証明カード」を交付する制度です。また、パートナーシップの届出をした方は、一方又は双方と生計を同じくする子ども又は親等がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを届け出ることができます。

令和5年4月1日
から
開始します

どんな人ができるの？

- 1) **成年**に達していること
- 2) **市内**に住所を有していること
又は、3か月以内に朝霞市に転入を予定していること
- 3) 届出者同士が近親者ではないこと
※パートナーシップ関係に基づく
養子縁組を除く
- 4) 配偶者(事実上婚姻関係と同様の
事情にある者を含む)がいないこと
- 5) 届出する相手方以外とパートナー
シップの関係がないこと

必要書類は？

パートナーシップの届出

- 1) 朝霞市パートナーシップ・ファミリー
シップ届出書(様式第1号)
- 2) 住民票の写し
(3か月以内に発行されたもの)
- 3) 独身であることを証明する書類
(3か月以内に発行されたもの)
- 4) 本人確認ができるもの

ファミリーシップの届出

- 1) 届出者との関係がわかるもの
- 2) 届出をする方とその子及び親と生計
を同じくしていることが確認できる

※通称名の記載を希望する方は、
別途、書類が必要です。

届出希望の予約連絡

届出を希望される日の

原則7日前までに

問い合わせ先へ

電 話



か

メー ル



を

お願いします。

**確定した届出日に
お二人そろってお越しください**

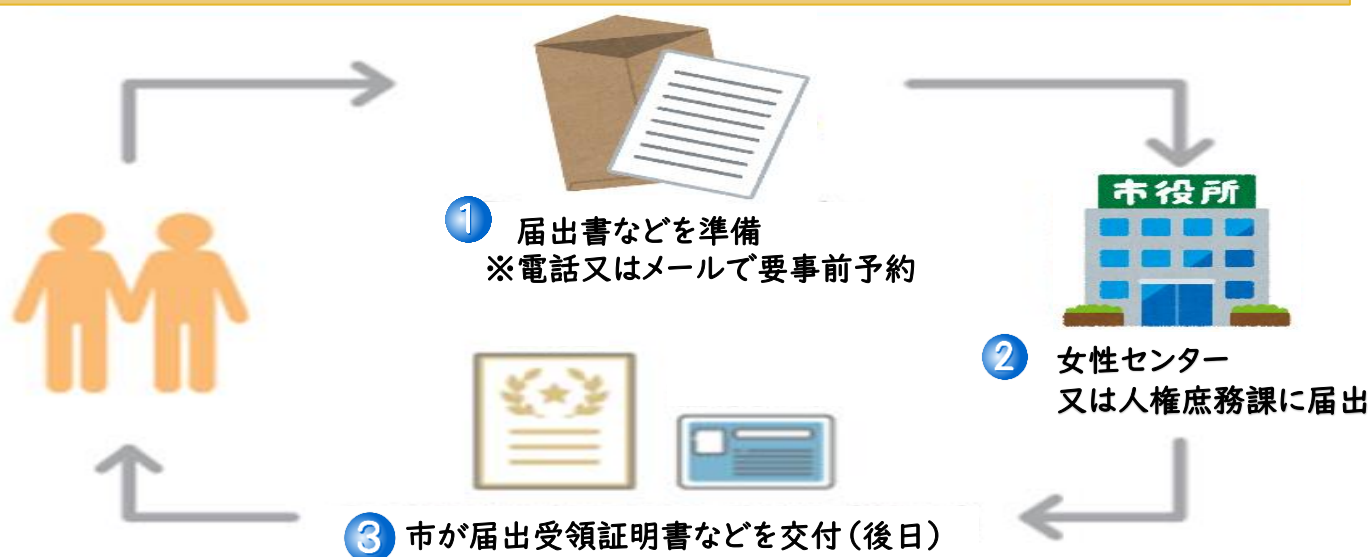


※制度の詳細や届出方法については、市ホームページ ⇒

でご確認ください。



パートナーシップ・ファミリーシップ届出に係る手続きの流れ



パートナーシップ・ファミリーシップ届出受領証明書

表面

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受領証明書	
朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、 年 月 日に届出を受領したことを証明します。	
交付番号 年 月 日	朝霞市長 印
届出者(本人) 年 月 日生	届出者(パートナー) 年 月 日生
ファミリーシップ対象者	
年 月 日生	年 月 日生
年 月 日生	年 月 日生
年 月 日生	年 月 日生

裏面

この証明書は、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくと市に届出されたことを証明するものです。	
受領証明書を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
この制度を利用する方の性の在り方(性自認、性的指向等)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外することはしないでください。	
戸籍上の氏名(※通称使用の場合)	届出者(本人)
届出者(本人)	届出者(パートナー)

届出受領証明書も
お渡しします！



※「受領証明書」を持っていることで受けられるサービスは、サービス提供事業者へ直接確認してください。

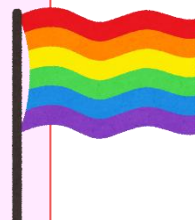
～市民・事業者の皆様へのお願い～

本制度は、法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、だれもが人生のパートナーや大切な人と暮らし、自分らしく活躍することを応援するものです。

事業所や医療関係の皆様におかれましては、従業員、顧客及び患者等への対応において、届出者が配偶者や親族と同様の取扱いを受けられるよう、今後、可能な範囲でご協力をごさるようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方(性的指向や性自認など)や制度を利用していることについて、本人の同意なく決して口外しないようお願いいたします。

本制度の主旨にご理解の上、ご配慮・ご協力をお願いいたします。



©むさしのフロントあさか



問い合わせ先 / 朝霞市女性センター
朝霞市人権庶務課

☎048-463-2697

✉soreiyu@city.asaka.lg.jp

☎048-463-1738

✉zinken_syomu@city.asaka.lg.jp